

宇治市農業委員会の農地利用最適化推進委員 募集要項

1 趣旨

農業委員会等に関する法律に基づき、宇治市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を募集します。

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有している方なら、自薦、他薦を問わず応募できます。

2 業務内容

農業委員と連携し、担当する区域の農地等の利用の最適化の推進活動を行う。

農地の権利移動等の申請について、現地確認や推進委員としての意見を述べる。

耕作放棄地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや、農地所有者等への働きかけを行う。

農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積を図るため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動等を行う。

農業委員会からの出席要請若しくは申出による委員会の総会出席時又は指針策定時に、意見を述べる。

毎月、農業委員会の総会終了後に開催される農業委員及び推進委員合同の会議に出席する。

その他、農業委員会等からの要請に基づき会議に出席、及び研修会に参加する。

3 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間（予定）

4 報酬等

報酬月額 33,500円

旅費額（実費相当額、市条例による）

5 募集人数

4人（担当区域1人×4区域）

6 推薦又は応募する区域

裏面表1のとおり。

7 募集に応じる者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その推進のための活動を行うことができる方

ただし、次のいずれかに該当する場合は、推進委員になることはできません。

破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

8 推薦・応募方法

所定の推薦書（様式第1号）又は応募書（様式第3号）に必要事項を記入の上、添付書類とともに提出してください。

推薦の場合（推薦者が団体又は法人）

団体又は法人の代表者若しくは管理人が記入してください。

推薦の場合（推薦者が個人）

農業者個人3人以上の連名による推薦が必要であり、そのうち1人を代表者として指定願います。

応募（自薦）の場合

自ら記入してください。

推薦の場合は、推薦を受ける方の同意書（様式第2号）を添付してください。

9 募集の期間

令和8年2月18日(水)午前8時30分から3月17日(火)午後5時までに宇治市農業委員会事務局（市庁舎8階）に持参又は郵送により提出してください。

持参される場合は、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）に提出することはできません。

郵送される場合は、3月17日（火）必着です（消印有効ではありません）。

また、封筒の表面に「推進委員募集関係書類在中」と朱書きしてください。

10 公表

募集の状況について、募集期間の中間と終了時にホームページで公表します。

公表内容は、推薦書及び応募書に記載された推薦をする方、推薦を受ける方及び応募する方の住所、勤務先、生年月日及び電話番号以外のすべてとなります。

11 選任の方法・選考条件等

農業委員会において推進委員の選考を行い、農業委員会が委嘱します。

選任に当たっては、次の条件があります。

農業委員と両方に応募できますが、兼務することはできません。

応募等の結果をもとに1担当区域につき1人の推進委員を決定します。

12 その他留意点

- ・枠内に記入できない場合は、別紙（任意様式）に記入し提出してください。
- ・書類不備の場合は受理できません。このため生じた推薦・応募の遅延については、一切責任を負いません。
- ・受理された書類は、一切返却いたしません。
- ・必要に応じて、追加の提出書類や説明を求める場合があります。
- ・ご不明な点等は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。

表1【農地利用最適化推進委員が担当する区域】

区域番号	区域名	字名
1	笠取・東宇治	炭山、二尾、池尾、東笠取、西笠取、木幡、五ヶ庄、菟道、志津川
2	槇島	槇島町
3	小倉・伊勢田	小倉町、伊勢田町、安田町
4	広野・大久保・中宇治	広野町、大久保町、宇治、天神台、神明、羽拍子町、開町、白川

問い合わせ・提出先

宇治市農業委員会事務局（宇治市役所8階）

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-22-3141(代表)